

さ情審査答申第68号
平成23年1月7日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成22年8月16日付けで貴職から受けた、市と特定企業との南区総合案内業務委託契約書の起案書の一部公開決定に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成22年7月8日付け南く応第360号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく公開請求に対し、実施機関が行った本件処分のうち、条例第7条第5号該当により非公開情報とした部分（以下「本件対象行政情報」という。）について変更し、公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

通知書に付記された理由（第5号部分）自体から非公開理由を容易に理解することはできず、したがって理由付記義務懈怠の瑕疵がある。

「年額の煩雑」については不知。

南区総合案内業務（以下「本件業務」という。）が「反復」されることについては不知。

ア 特記仕様書の書き方自体が事項的であり、委託内容の詳細が書かれていないため、仮に特記仕様書の同一性があったとしても、それは表

面的なものに過ぎず、実際の業務内容の同一性（「反復継続」性）を立証するものではない。

イ たとえ継続委託されても、委託内容は大きく変更される可能性がある。それは個人情報保護条例、行政手続条例、情報公開条例に違反する疑いがありえるからである。

条例第7条第5号情報該当性の当否には疑義があり、行政運営の透明性の向上を図り、適正な行政執行の確保のためには、本件処分は見直されるべきである。

本件対象行政情報が開示されないと、市民にとって身近で重要な業務（各区「総合案内」又は「フロアアドバイザー」）が、果たして民間委託に適しているのかどうか、同業務の内容の詳細をどの程度まで具体的かつ明確に想定し、予定価格及び最低制限価格の見積もり・積算が行われたのかについて、市民の立場から正確に検証・評価することができない。

市 HP で公開している本件「入札・見積結果表」を閲覧すれば、本件最低制限価格の場合は容易に推認できるので、それを秘匿する利益はない。

本件対象行政情報を開示することにより発生するとされる本件業務遂行上の「支障」について、その具体的蓋然性の立証がされていない。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 行政情報一部公開決定通知書における本件対象行政情報を公開しない理由として「毎年反復的に委託する業務につき、年額の煩雑を防ぐため」と記載したが、「年額の類推を防ぐため」との表現の方が適切であった。
- 2 本件業務は、平成22年4月1日から委託化されたものであるが、案内業務自体は区役所開設時から行っており、来年度以降反復して行われると考えることが適当である。

また、本件業務は、職員の効率的な配置及び区役所の好感度、満足度の向上に貢献していることから、委託内容を大きく変更することは考えていない。

- 3 本件対象行政情報の非公開理由について

「予定価格」とは、地方公共団体が契約を締結する場合においてその契約金額を決定する基準としてあらかじめ作成する見積価格で、落札者を決定する際、入札の前に最高限度額として定めておくもので、公開することにより、入札談合を助長するおそれ、談合の場合の協定価格に利

用されるおそれ、及び競争入札参加者の真剣な見積もり努力を失わせるおそれが生じることとなる。

また、本件業務については、毎年反復継続的に実施する事業である。よって、当該契約後であっても、次年度以降に行われる同種契約における予定価格を推定されるおそれがあることから、同種の事務事業が将来も反復して行われる当該事務事業の性質上、将来の事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため非公開としたものである。

「比較価格」とは、予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額であり、これを公開した場合は容易に予定価格を算定することが可能なため、予定価格と同様に非公開としたものである。

「最低制限価格」とは、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、常識では考えられないような低価格の落札を防止するため落札価格の最低制限の価格を設定するもので、予定価格を当該入札の上限値とするならば、最低制限価格は下限値ともいうべきものであり、これを公開した場合は、予定価格を公開することと同様の結果を招くおそれがあることから非公開としたものである。

「最低制限比較価格」とは、最低制限価格から消費税及び地方消費税を除いた額であり、これを公開した場合は容易に最低制限価格を算定することが可能なため、最低制限価格と同様に非公開としたものである。

「執行予定額」とは、予算において当該契約に対して執行を予定している額で、予算編成時と入札時において事情が大きく変わらない場合は、その金額が大きく変動することは考えにくく、公開した場合は容易に予定価格を推測することが可能となるおそれがあるため、予定価格と同様に非公開としたものである。

「予定比較額」とは、執行予定額から消費税及び地方消費税を除いた額であり、これを公開した場合は容易に執行予定額を算定することが可能なため、執行予定額と同様に非公開としたものである。

「配当予算現額」とは、この科目において現在担当課に配当されている予算の金額であり、当該担当課においては当該予算科目で執行を予定している業務が本件業務のみであるため、これを公開した場合は、執行予定額を公開することと同様の結果を招くことから、非公開としたものである。

「執行可能額」とは、この科目において現段階で担当課が執行することができる予算の金額であり、当該担当課においては当該予算科目で執行を予定している業務が本件業務のみであるため、これを公開した場合には、執行予定額を公開することと同様の結果を招くことから、非公開

としたものである。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

本件対象行政情報は、実施機関が本件公開請求に対して特定した南区総合案内業務委託契約書に係る起案書のうち、実施機関が条例第7条第5号該当により非公開情報とした、入札・見積結果表の「予定価格」、「比較価格」、「最低制限価格」、「最低制限比較価格」、「執行予定額」、「予定比較額」及び、支出負担行為伺書の「配当予算現額」、「執行可能額」である。

2 本件業務について

区役所の総合案内業務については、来庁者の要件や問い合わせ内容に応じて窓口案内や区民課窓口における申請書類等の記載方法・申請手順の案内などを行うため、庁舎入口付近の総合案内に区役所職員をフロアアドバイザーとして配置してきたものであるが、さらなるサービスの向上と事業の効率化を目指して見直しを行い、平成22年4月1日から委託化を行ったものである。

実施機関が、区役所開設当初から総合案内業務を実施していること、当該委託化にあたり職員の効率的な配置など事務改善について検討していること及び、各区役所で実施したアンケート調査において市民から好評を得ていることなどを総合的に考慮すると、本件業務については、次年度以降もその内容に大幅な変更がないままに、委託が反復されることになると推認できる。

3 条例第7条第5号該当性について

条例第7条第5号は非公開情報として、「市又は国等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と定めている。したがって、条例第7条第5号該当性を判断するためには、本件対象行政情報を公開した場合、当該事務事業の目的を失い、又は適正な遂行に実質的な支障が生じるおそれがあると認められるかどうか検討する必要がある。

予定価格とは、地方公共団体が契約を締結するに際し、その契約金額を決定する基準として、あらかじめ設定するものであり、入札の公平性の維持、入札価格の妥当性判断基準、予算統制のための手段として用いられている。最低制限予定価格とは、当該契約の内容に適合した履行を確保するために設定できるもので、これを下回る金額で入札した者が失格となる限度の金額である。したがって、予定価格は実質的に契約金額

の上限であり、最低制限価格は下限として機能するため、これらが探知された場合には、競争入札に参加するに当たり極めて有利な情報を探知した者に与え、公平な競争が行われなくなることにより、市の契約当事者としての財産上の利益が損なわれるおそれがあるといえる。

次に、執行予定額とは、本件業務の予算額であるが、予算編成時における予算の見積もりは、業務仕様書の変更又は経済情勢等に特段の変化がない限り予定価格の設定の重要な基礎となるものであるから、これを公開した場合、予定価格を明らかにすることと同様の結果を招くおそれがあるといえる。

比較価格、最低制限比較価格及び予定比較額とは、それぞれ予定価格、最低制限価格及び執行予定額から、単に消費税及び地方消費税を除いた金額であることから、予定価格等と同様の取扱いとすることが妥当である。

配当予算額及び執行可能額は、当該科目に配当されている予算額であるが、当該担当課において同予算科目で執行を予定している業務が本件業務のみであることから、執行予定額と同様の取扱いとすることが妥当である。

そして、本件業務のように、次年度以降もその内容に大幅な変更がないままに、委託が反復して行われることが推認できるものについては、本件対象行政情報を公開した場合、これに基づき次年度以降の予定価格等を推測されるおそれがあることは明らかである。よって、反復継続的に委託されることが前提とされる業務に係る予定価格等に関しては、当該契約締結後であっても、公開することにより、将来の入札事務の目的を失わせ又は公正もしくは円滑な執行に著しい支障を及ぼすものと認められる。

したがって、本件対象行政情報は、条例第7条第5号に該当すると認められる。

なお、異議申立人は、『市 HP で公開している本件「入札・見積結果表」を閲覧すれば、本件最低制限価格の場合は容易に推認できるので、それを秘匿する利益はない。』と主張しているが、そもそも本件業務を含め、委託業務においては、契約締結後においても予定価格等は公表していない。また、仮に入札結果により容易に推測できる状況であったとしても、直ちに明らかとはいえず、予定価格等を事後公開すると、上述したとおり、将来の入札事務の目的を失わせ又は公正もしくは円滑な執行に著しい支障を及ぼすものと認められることに鑑みれば、異議申立人の主張は認められない。

4 理由付記について

条例第12条第1項は、「実施機関は、前条前項の規定により公開請求に係る行政情報の全部又は一部を公開しないときは、公開請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。」と定めている。「理由を示さなければならない」とは、単に根拠規定を示すだけでは不十分で、公開請求者が非公開の理由を明確に認識し得るものであることが必要で、非公開情報の内容が明らかにならない程度において、どのような種類の情報が記録されているか示すことが求められる。

実施機関は、本件対象行政情報に係る非公開理由として、「毎年反復的に委託する業務につき、年額の煩雑を防ぐため」と記載したところ、「煩雑」については「類推」との表現の方が適当であったと述べている。本件処分における理由付記は十分とはいえない面はあるものの、その理由中に本件業務の反復継続性という点は明示されているので、かかる点を本件処分の理由としたことは一定の認識ができることとあり、非公開とした理由も明らかにはなっている。

- 5 以上のとおりであるので、異議申立人におけるその余の主張については、審議するまでもなく、本件処分は妥当である。
- 6 よって、本件異議申立てについて、当審査会は上記第1の結論のとおり答申する。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

	平成22年 8月16日	諮問の受理
	同 年 9月 1日	実施機関から理由説明書を受理
	同 年 9月16日	審議
	同 年 10月18日	異議申立人から意見書を受理
	同 年 10月21日	審議
	同 年 11月 4日	実施機関から補充理由説明書を受理
	同 年 11月11日	異議申立人から補充意見書を受理 異議申立人及び実施機関からの意見聴取及び審議
	同 年 12月 8日	実施機関から追加申立書(写)を受理
	同 年 12月16日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者

(五十音順)